

2020年5月26日

宮崎公立大学の学費および施設利用の考え方について

学生の皆様へ

本学では、5月11日（月）からオンラインによる授業を開始し、前期授業を8月21日まで行い、通常通り単位を付与することになっています。一方、授業開始の遅れに伴い授業回数が減少したり、新型コロナウイルスの感染防止のため施設の利用が制限されたりしています。

そのためにか、学費が従来通りであることの説明を求める声が学生の皆さんの一部から挙がっています。そこで、宮崎公立大学の学費および施設利用の考え方をお伝えします。

大学の経営は、長期的な収入と支出を勘案した計画に基づいて行われており、この支出の中には、過去に行われた施設の用地取得、建設、将来にわたる維持管理にかかる費用なども含まれています。

このため、暫定的に授業期間が変更されたり施設の利用が制限されたりしたからといって、授業料が変動するということにはなりません。

また、本学の運営に必要な経費は、授業料の他、全体のおおむね半分以上が設置団体である宮崎市からの交付金で賄われております。

そこで、仮に新型コロナウイルス感染拡大への対策に伴って運営経費が幾分減少したとしても、授業料だけでは賄いきれないというのが現状です。しかも、実際には、遠隔授業のための設備費用などが増加し、運営経費が減少したわけではありません。

授業料についての基本的な考え方は以上のとおりですが、本学としては、支援を必要とする学生の皆さんへの対応に全力を尽くしてまいります。

経済的理由により納入期限までに授業料の納入が困難な場合は、分納・延納が認められます。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により学生生活に影響が顕著となった方には、学生支援緊急給付金が創設されました。

この他、家計の急変に対応する制度もありますので、どうか、遠慮なく、学生支援課にご相談ください。

次に、学内施設、特に演習室の使用についてですが、大学には、学生の皆さんの安全な修学環境を確保する責務があり、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う遠隔授業の実施も学内施設の利用制限もこのためです。

本学としては、学生の皆さんの健康を確保しつつ、できる限り施設を利用してほしいという考え方に立って、例えば、図書館については、身体的距離の確保などの措置をとりつつ、一般利用はとりやめ、学生・教職員に限って利用させていただいております。

一方で、演習室については、新型コロナウイルス集団感染の危険性が高いとされる密集・密閉・密接の状態になりやすい空間であることを考慮し、現在のところ、学生の皆さんのみの使用を禁止させていただいております。

ただし、教員が同席する場合は演習室を使用できますので、この場合は、教員を通して研究講義棟5階学部事務室の職員にお申し付けください。

また、演習室の使用禁止に伴い、凌雲会館の会議室、面談室、IT教育支援室及び共同研究室を開放していますので、学生支援課または地域研究センターの職員にお申し付けください。

学生の皆さんに不自由を強いている状況はよく理解しておりますが、国の緊急事態宣言は解除されたものの依然として第2波の到来が危惧されていますので、皆さんの健康を第一に考えた措置としてご理解いただければ幸いです。

宮崎公立大学
学長 有馬 晋作